

**I P通信網サービス契約約款の一部改正**  
**新旧対照**

旧	新
附 則（令和6年5月24日企営第155500000348号） (実施期日)	附 則（令和6年5月24日企営第155500000348号） (実施期日)
第1条（略） (経過措置)	第1条（略） (経過措置)
第2条（略） (その他)	第2条（略） (その他)
第3条（略）	第3条（略）
第4条 当社は、令和6年6月1日から <u>令和7年3月31日</u> までの間にメニュー5－1の 100Mb/sのプラン5－1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの若しく はメニュー5－2の100Mb/sのカタゴリー3－1、200Mb/s若しくは1Gb/sのもの又は 第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提 供されているI P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに 限ります。）に係るI P通信網契約者から、メニュー5－1の10Gb/sのもの又はメニュ ー5－2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社 がその請求を承諾した場合であって、 <u>令和7年6月30日</u> までに当社がそのI P通信網 サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部 分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第2表第 2の2－5に規定する額に代えて0円を適用します。 ただし、そのI P通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社が その請求を承諾した場合は、この限りでありません。	第4条 当社は、令和6年6月1日から <u>令和7年5月31日</u> までの間にメニュー5－1の 100Mb/sのプラン5－1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの若しく はメニュー5－2の100Mb/sのカタゴリー3－1、200Mb/s若しくは1Gb/sのもの又は 第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提 供されているI P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに 限ります。）に係るI P通信網契約者から、メニュー5－1の10Gb/sのもの又はメニュ ー5－2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社 がその請求を承諾した場合であって、 <u>令和7年8月31日</u> までに当社がそのI P通信網 サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部 分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第2表第 2の2－5に規定する額に代えて0円を適用します。 ただし、そのI P通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社が その請求を承諾した場合は、この限りでありません。
2（略）	2（略）

## 新旧対照

旧	新
<p>第5条 当社は、令和6年6月1日から令和7年3月31までの間に音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用IP通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用IP通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者から、その音声利用IP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）と解除の通知があった音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用IP通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用IP通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、令和7年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>	<p>第5条 当社は、令和6年6月1日から令和7年5月31までの間に音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用IP通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用IP通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者から、その音声利用IP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）と解除の通知があった音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用IP通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用IP通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、令和7年8月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>2 (略) 3 (略)</p>

## 新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和7年3月28日企営第155500000609号）      (実施期日)  <b>第1条</b> この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。      (経過措置)  <b>第2条</b> この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  <b>第3条</b> 当社は、令和7年4月1日から令和8年3月31までの間に総合ディジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5－1の100Mb/sのプラン5－1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリー3－1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和8年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて0円を適用します。  <b>第4条</b> 当社は、令和7年4月1日から令和7年5月31までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5－1の100Mb/sのプラン5－1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5－2の100Mb/sのカテゴリー3－1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合ディジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和7年8月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて0円を適用します。      (その他)  <b>第5条</b> 企営第155500000348号（令和6年5月24日）の附則第4条第1項及び第5条第1項中「令和7年3月31日」を「令和7年5月31日」に、「令和7年6月30日」を「令和7年8月31日」に改めます。</p>